

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百四十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇百三十七 (略) 百三十八 ゾンゲルチニブ及びその製剤 百三十九〇百四十六 (略) 百四十七 タレトレクチニブ、その塩類及びそれらの製剤 百四十八〇百二十九 (略) 百三十 ボラシデニブ、その塩類及びそれらの製剤 百三十一〇百五十六 (略) 百五十七 ルテチウムビピボチドテトラキセタン ⁽¹⁷⁷⁾ Lu) 及びその製剤 百五十八〇百八十二 (略)	一〇百三十七 (略) (新設) 百三十八〇百四十五 (略) (新設) 百四十六〇百二十七 (略) (新設) 百二十八〇百五十三 (略) (新設) 百五十四〇百七十八 (略)